

令和7年度 DX 人材向け e-learning 提供委託業務 仕様書

1. 概要

本仕様書は、三重県(以下「本県」という。)の「令和7年度 DX 人材向け e-learning 提供委託業務(以下「本委託業務」という。)」の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本業務の目的

本県では、職員の業務効率化や生産性のさらなる向上、利用者目線の行政サービス創出を実現するため、令和4年度に「[DX人材育成方針](#)」を策定(令和6年度に改定)し、e-learningを中心に、DX人材育成研修を実施してきました。また、令和5年度よりDX推進基盤の運用を開始するなど、職員は更なるデジタル技術の活用が求められています。(参考:[県庁DXの推進について](#))

DX人材育成を推進するにあたり、職員が、DXの基本となる考え方を理解し、活用可能なデジタル技術などを幅広く知ることが重要です。また、デジタル技術が加速度的に進化する社会において、滞りなくDXを推進するためには、職員が、学び直す意識を持ち、時間を生み出し生産性を向上させるためのスキルを身に付け、データを駆使し社会課題の解決に挑戦できることが必要です。(参考:[DX人材育成方針](#)、[三重県のデータ活用方針](#))

本委託業務は、e-learning 研修を通じて DX 人材育成を行うことにより、県全体のDX推進を図ることを主な目的としています。

3. 業務委託名

令和7年度 DX 人材向け e-learning 提供委託業務

4. 履行期間

契約期間： 契約日から令和8年3月31日まで

ライセンス提供期間： 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5. 履行場所

三重県津市 地内他

6. 研修対象者

三重県職員及び三重県内の市町職員

7. 本委託業務の内容

(1) 現状の課題

- ア. 4か月ごとに発生する職員へのライセンスの付け替え方法を効率化したい。
- イ. 受講期間中、継続して受講する習慣を職員につけさせたい。

「2. 本業務の目的」及び(1)を踏まえ、本業務においては、以下(2)に提示するDXの基本を中心としたテーマ学習を実施する。

(2) e-learningコンテンツの提供

研修の対象者に対して、「4. 履行期間内」に記載のライセンス提供期間に利用できるライセンスを提供すること。なお、「8. 職階・役割別提供スケジュール」に記載にある通り、各職階・役割の職員合計 2090 名に研修を提供するため、4 か月ごとに職務変更などにより付け替えが可能な、780ライセンスの提供を行うこと。

また、三重県が作成した動画を、三重県職員のみが閲覧可能な環境にアップロードして提供できること。

複数の講座を集めたラーニングパスを、三重県側で作成できること。

職員をグループ分けして、それぞれにラーニングパスを付与し、受講状況を管理できること。

なお、受講管理を適切に行える場合に限り、1ライセンスを複数名で共用する方法でも可能とする。

以下のア. ~キ. に示す7テーマに係る e-learning コンテンツは必須とし、その他 DX 人材育成に係るテーマを、受託者において最低2つ以上(合計9テーマ)提供すること。ただし、9テーマ全体として、合計1時間以上のコンテンツを50以上提供すること。

ア. デジタルトランスフォーメーション(DX)の重要性

近年大きく変化した社会状況をふまえ、DX の基本知識、DX 推進の必要性や重要性などについて解説すること

イ. デジタル技術の紹介

デジタル技術(RPA、AI、データ活用など)を業務へ活かせるように、幅広く解説し、事例などを紹介すること

ウ. デザイン思考の重要性

県民視点やユーザー視点を醸成するため、デザイン思考について解説し、重要性について紹介すること

エ. アジャイル思考の重要性

様々な業務において、スピード感を持って、サービス提供を行えるように、アジャイル思考などについて解説し、重要性や事例などについて紹介すること。

オ. リーダー層向けプロジェクトマネジメントの重要性

チーム力を高めるためのチームビルディングの基礎、デジタル技術を活用するためのプロジェクトマネジメントの基本的な知識などについて紹介すること。

カ. 業務効率化の事例紹介

職員の業務効率化に寄与する内容のコンテンツや事例を紹介する講座を受講できること。

キ. データ活用の重要性

データに基づく政策立案や行政サービス創出等に向けて、データ活用について解説し、重要性や事例などについて紹介すること。

(3) e-learning プラットフォームの提供

e-learning コンテンツの提供を効果的かつ効率的に行うために、プラットフォームの提供を行うこと。また、受講環境は、参加者が増加しても対応が可能となるよう、安定したシステムを受託者側で準備すること。

受講環境について、インターネットを通じて Windows 及び仮想環境(VMware Horizon Client)による動作が可能なコンテンツを基本とし、Edge、Safari、Chrome での利用を可能とすること。

契約・申し込み後、10日以内に管理者画面を提供すること。

(4) 効果測定

テーマまたはコンテンツごとに、受講者に対してアンケート調査などを行い目標に対する達成度合いを測定すること。

(5) 運用支援

ア. ラーニングパスの提供

(ア)職員の目的に応じて、効率よく学習ができるように履行期間中にラーニングパスを5つ以上提供すること。なお、ラーニングパスの内容については、三重県と協議の上決定をすること。

(イ)職員に割り当てた講座リストの受講状況を、管理者画面で確認できること。

イ. 問合せ対応

契約期間中に発生した問合せに対して、メールや問合せフォーム等によりサポートすること。

ウ. 効果検証

県が指示する区分ごとに、受講者アンケートの取りまとめを行い学習の効果について検証すること。

(6) 共同調達について

ア. 契約主体は三重県とする。

イ. 市町分のライセンス管理は、各市町で実施するため、市町職員を管理するための管理者権限を、各市町に配布できること。

8. 職階・役割別提供スケジュール

下記の通り、毎月 780名の受講を可能とすること。また、合計2090 名へ提供をすることとし、うち 1965 名は約4か月ごとの受講が可能であること。

人数	期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
階層別	760	4か月	280	280	280	280	230	230	230	230	250	250	250	250
サポート 人材	425	4か月	115	115	115	115	165	165	165	165	145	145	145	145
専門人材	125	通期	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125
一般職員	240	4か月	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
市町職員	540	4か月	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
合計	2090		780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780

9. 結果のとりまとめ

上記、7にかかる本委託業務の成果と課題、令和8年度のより効果的な実施に向けた提言を含めた結果等を取りまとめ、実績報告書として令和8年3月31日(火)までに提出すること。

10. 実施計画書の提出

本委託業務の受託者は、本委託業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュールなどを記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。なお、スケジュールを作成する際は、コンテンツの提供開始日と終了予定日、「11.納品物件」に記載する納品物件の納入時期を記載すること。

11. 納品物件

以下の成果品を電子データにより1部提出すること。

(1)実施計画書

(2)実績報告書(実施記録、効果測定結果、令和8年度に向けた提言等を含む)

(3)その他、三重県の指示により作成した資料

12. 支払い条件

令和8年3月31日(火)までに全ての業務を完了させ、検収後に委託費用を支払うこととする。

13. その他注意事項

- (1)本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2)個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (3)本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (4)受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5)本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (6)打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (7)本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (8)本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (9)受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10)受託事業者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11)本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。